【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

**【提出日】** 平成29年8月10日

【四半期会計期間】 第39期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 谷 潤 一

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072 (244) 1231 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 眞 柄 光 孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072 (244) 1231 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 眞 柄 光 孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店

(東京都豊島区巣鴨一丁目2番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第38期 第 1 四半期 連結累計期間		第39期 第 1 四半期 連結累計期間		第38期
会計期間		自至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	自至	平成29年4月1日 平成29年6月30日	自至	平成28年4月1日 平成29年3月31日
売上高	(千円)		960,212		1,109,445		4,031,372
経常利益	(千円)		60,936		62,140		121,417
親会社株主に帰属する四半期 純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失( )	(千円)		35,665		44,753		918,505
四半期包括利益又は包括利益	(千円)		12,291		46,924		918,201
純資産額	(千円)		3,848,681		2,910,902		2,896,259
総資産額	(千円)		4,986,947		4,327,338		4,385,999
1株当たり四半期純利益金額 又は当期純損失金額( )	(円)		8.28		10.40		213.35
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		-		-		-
自己資本比率	(%)		77.2		67.3		66.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第38期については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

# 第2 【事業の状況】

#### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

#### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善などを背景に、緩やかな景気回復 基調が継続しておりますが、政府の不確実性や中国やアジア新興国の経済情勢の不安定性など、先行きに不透明な 状況の中で推移しました。

このような状況の中で、「新生ナビタス50プラス1」をスローガンに、創立51年目を新経営体制で迎えた当第1 四半期連結累計期間は、当社の最重要戦略製品である「空気転写機(NATS)」の市場開拓と技術開発に資源を集中 すると共に、主力のホットスタンプ機・パッド印刷機及びこれら装置の関連資材商品の販売を独立採算事業部制に 基づく新体制で開始いたしました。

その結果、自動車市場における「空気転写機(NATS)」及びその転写フィルムの販売が伸長し、また、ホットスタンプ特注機とパッド印刷関連資材商品、当社グループ業績の基盤を支えるインモールド転写フィルムや画像検査装置の販売も堅調に推移しました。この一方、不採算事業の見直しと高収益事業へ資源を集中投資するという経営戦略の元、来期以降の業績向上を目論み、研究開発投資と人財投資(当社グループ従業員14名増)を積極的に進めております。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は11億09百万円(前年同期比15.5%増) となりました。また、利益面におきましては、営業利益が57百万円(前年同期比0.8%減)、経常利益が62百万円 (前年同期比2.0%増)となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は44百万円(前年同期比25.5%増)となりました。

#### (2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して58百万円減少し、43億27百万円となりました。これは主として、受取手形及び売掛金が28百万円、仕掛品が13百万円増加し、現金及び預金が76百万円、商品及び製品が30百万円減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して73百万円減少し、14億16百万円となりました。これは主として短期借入金が12百万円増加し、未払法人税等が64百万円、賞与引当金が17百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して14百万円増加し、29億10百万円となりました。これは主として、利益剰余金が12百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比較して1.3ポイント増加し、67.3%となりました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りです。

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者またはその提案者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入しております。

#### 本方針に対する基本的な考え方

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを 一概に否定するものではありません。株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株 式を保有する当社株主の皆様に委ねられるべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為がなされた場合、当社株主の皆様に当該行為の是非及び株式継続保有の是非をご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から当社株主の皆様に適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、当社株主の皆様に大規模買付行為の是非や株式継続保有の是非をご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に当社株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存でおります。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての当社株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の 提案と代替案が当社取締役会から提示された場合には、その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的 な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することといたしました。

### 大規模買付ルールの概要

#### イ.情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ 十分な情報を提供し 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、と いうものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のための必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の通りです。

- a. 大規模買付行為及びそのグループ(共同保有者、準共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は、各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- b.大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、 買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- c. 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の 具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- d. 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)
- e. 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

#### 口.取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価・検討・交渉、当社取締役会としての意見形成及び当社取締役会による代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)とし、その期間内に大規模買付行為についての当社取締役会としての意見を形成します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

#### 八.独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗処置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の構成員、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者からの独立性が高い有識者3名以上とします(あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断した場合は、候補者を変更するか、候補者以外から独立委員を選任することがあります)。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断をなすに際して、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために必要に応じ、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることが出来るものとします。また、当社の取締役、監査等委員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議及び決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗処置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査等委員会の意見も尊重したうえで決定することにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保しています。

#### 大規模買付行為がなされた場合の対応

#### イ.大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗処置はとりません(当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等をすることはございます)。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する 当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、当社監査等委員会の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

#### 口.大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗処置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗処置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また、当社監査等委員会の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

#### (4)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は21百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

# 第3 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	15,780,000	
計	15,780,000	

### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	5,722,500	5,722,500		単元株式数は1,000株であります。
計	5,722,500	5,722,500		

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【 ライツプランの内容 】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年4月1日~ 平成29年6月30日	-	5,722,500	-	1,075,400	-	942,600

### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

### (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

			1 13,250 T 3 7 3 0 1 D 2,12 C
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,418,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,267,000	4,267	
単元未満株式	普通株式 37,500		
発行済株式総数	5,722,500		
総株主の議決権		4,267	

<sup>(</sup>注)「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式249株が含まれております。

### 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ナビタス株式会社	大阪府堺市堺区石津北町 9 番 1 号	1,418,000		1,418,000	24.78
計		1,418,000		1,418,000	24.78

<sup>(</sup>注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は1,418,249株であります。

### 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

# 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

#### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

# (1) 【四半期連結貸借対照表】

(1) 【四十别连和其旧对黑衣】		
		(単位:千円)
	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
 資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,999,583	1,923,168
受取手形及び売掛金	854,553	882,742
商品及び製品	152,309	122,225
仕掛品	205,356	218,898
原材料及び貯蔵品	150,189	147,739
その他	101,483	102,955
貸倒引当金	32,323	28,739
流動資産合計	3,431,153	3,368,991
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	47,539	46,869
土地	559,497	559,497
その他(純額)	29,584	28,812
有形固定資産合計	636,621	635,179
無形固定資産	1,713	3,593
投資その他の資産		
投資有価証券	248,575	252,682
退職給付に係る資産	2,944	2,564
その他	65,671	64,937
貸倒引当金	682	611
投資その他の資産合計	316,510	319,573
固定資産合計	954,845	958,347
資産合計	4,385,999	4,327,338

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	865,203	872,385
短期借入金	7,050	20,021
未払法人税等	84,485	20,146
未払消費税等	24,621	14,719
賞与引当金	52,857	34,931
その他	297,933	288,675
流動負債合計	1,332,152	1,250,879
固定負債		
長期借入金	867	722
退職給付に係る負債	33,965	34,786
役員退職慰労引当金	111,604	117,014
その他	11,150	13,032
固定負債合計	157,587	165,556
負債合計	1,489,739	1,416,435
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,075,400	1,075,400
資本剰余金	943,375	943,375
利益剰余金	1,253,487	1,265,959
自己株式	450,976	450,976
株主資本合計	2,821,285	2,833,757
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26,154	32,049
為替換算調整勘定	48,819	45,095
その他の包括利益累計額合計	74,973	77,145
純資産合計	2,896,259	2,910,902
負債純資産合計	4,385,999	4,327,338

# (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

# 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:千円)_
	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	960,212	1,109,445
売上原価	649,779	769,106
売上総利益	310,433	340,338
販売費及び一般管理費	252,758	283,146
営業利益	57,674	57,192
営業外収益		
受取利息	125	220
受取配当金	1,999	1,213
受取賃貸料	2,990	2,800
その他	682	1,007
営業外収益合計	5,797	5,242
営業外費用		
支払利息	240	155
売上債権売却損	5	46
為替差損	2,211	14
その他	78	76
営業外費用合計	2,536	293
経常利益	60,936	62,140
特別損失		
固定資産除却損	<u> </u>	4
特別損失合計	<u> </u>	4
税金等調整前四半期純利益	60,936	62,136
法人税等	25,270	17,383
四半期純利益	35,665	44,753
親会社株主に帰属する四半期純利益	35,665	44,753

# 【四半期連結包括利益計算書】

# 【第1四半期連結累計期間】

		(単位:千円)_
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
四半期純利益	35,665	44,753
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,779	5,895
為替換算調整勘定	7,594	3,723
その他の包括利益合計	23,374	2,171
四半期包括利益	12,291	46,924
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,291	46,924
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

### 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第1四半期連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日至 平成29年6月30日)

### (税金費用の計算)

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効 税率を使用する方法によっております。

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	14,412千円	3,512千円

### (株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	21,527	5.0	平成28年3月31日	平成28年 6 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	32,281	7.5	平成29年3月31日	平成29年 6 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、印刷機器関連の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	8 円28銭	10円40銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	35,665	44,753
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利 益金額 (千円)	35,665	44,753
普通株式の期中平均株式数(株)	4,305,495	4,304,251

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 2 【その他】

該当事項はありません。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月10日

ナビタス株式会社 取締役会 御中

### 新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐 藤 陽 子

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 福 竹 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナビタス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ナビタス株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。